

改正案	現行
<p>目次 第一章及び第二章（現行のとおり） 第三章 自然公園施設 第一節から第四節まで（現行のとおり） 第五節 雑則（第五十六条 第六十六条の五） 第四章及び第五章（現行のとおり） 附則 第一条から第五十三条まで（現行のとおり） （利用料金等） 第五十四条 指定管理者（第六十六条第一項に規定する指定管理者をいう。以下この条、次条、第六十二条及び第六十三条第二項において同じ。）は、別表第四に掲げる有料施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該有料施設等の使用について、前条の承認を受けた者から收受する。</p> <p>2 利用料金の額は、別表第四に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定める。</p> <p>3 指定管理者は、第六十六条第二項第一号の規定により使用の承認に関する事務を行うに当たつて必要があると認めるときは、利用に係る予納金（以下「利用予納金」という。）を收受することができる。</p> <p>4 利用予納金は、利用料金に充当するものとする。</p> <p>5 利用料金及び利用予納金の收受方法は、規則の定めるところによる。</p> <p>6 利用料金は、指定管理者の収入とする。 （無料公開等）</p>	<p>目次 第一章及び第二章（略） 第三章 自然公園施設 第一節から第四節まで（略） 第五節 雑則（第五十六条 第六十六条） 第四章及び第五章（略） 附則 第一条から第五十三条まで（略） （使用料等） 第五十四条 知事は、前条の承認を受けた者から別表第四に定める額の範囲内において規則で定める額の使用料を徴収する。</p> <p>2 知事は、前条の承認に当たつて、必要があると認めるときは、予納金を徴収することができる。</p> <p>3 前項の予納金は、使用料に充当する。</p> <p>4 第一項の使用料及び第二項の予納金の徴収方法は、規則で定めるところによる。</p> <p>（無料公開等）</p>

<p>第五十五条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する日に特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は無料で有料施設等を使用させることができる。</p> <p>一から三まで (現行のとおり)</p> <p>第五十六条から第六十一条まで (現行のとおり)</p> <p>(使用料等の不還付)</p>	<p>第五十五条 知事は、次の各号のいずれかに該当する日に特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は無料で有料施設等を使用させることができる。</p> <p>一から三まで (略)</p> <p>第五十六条から第六十一条まで (略)</p> <p>(使用料等の不還付)</p>
<p>第六十二条 既納の使用料、占用料、利用料金及び利用予納金は、還付しない。ただし、知事は使用料及び占用料について、指定管理者は利用料金及び利用予納金について、相当の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。</p> <p>(使用料等の減免)</p> <p>第六十三条 (現行のとおり)</p>	<p>第六十二条 既納の使用料、占用料及び予納金は、還付しない。ただし、知事は、相当の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。</p> <p>(使用料等の減免)</p> <p>第六十三条 (略)</p>
<p>2 指定管理者は、公益を目的とする場合で特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(監督処分)</p> <p>第六十四条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この章の規定によつてした許可若しくは承認(第六十六条第二項第一号の規定による承認を含む。以下この項において同じ。)を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、自然公園施設に存する工作物その他の物件若しくは施設の改築、移転若しくは除去、当該工作物その他の物件若しくは施設により生ずべき損害を予防するため必要な措置をすること、自然公園施設から退去すること若しくは自然公園施設を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>一から三まで (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>一から三まで (現行のとおり)</p>	<p>(監督処分)</p> <p>第六十四条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この章の規定によつてした許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、自然公園施設に存する工作物その他の物件若しくは施設の改築、移転若しくは除去、当該工作物その他の物件若しくは施設により生ずべき損害を予防するため必要な措置をすること、自然公園施設から退去すること若しくは自然公園施設を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>一から三まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一から三まで (略)</p>

<p>第六十五条 (現行のとおり) (指定管理者による管理)</p>	<p>第六十五条 (略) (管理の委託)</p>
<p>第六十六条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、別表第五に掲げる自然公園施設の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。</p>	<p>第六十六条 知事は、別表第五の上欄に掲げる自然公園施設について、それぞれ同表の下欄に掲げる区市町村に対して、自然公園施設の管理に関する業務のうち、次に掲げる事務を委託することができる。</p>
<p>一 自然公園施設(第四十四条第一項又は第五項の規定により設置又は管理の許可をした自然公園施設又は附帯施設を除く。以下この条から第六十六条の三まで及び第六十六条の五において同じ。)の維持及び修繕に関する業務</p>	<p>一 自然公園施設の維持及び修繕に関すること。</p>
<p>二 自然公園施設の使用の受付及び案内に関する業務</p>	<p>二 自然公園施設の使用の受付及び案内に関すること。</p>
<p>三 前二号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務</p>	<p>三 前二号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める事務に関すること。</p>
<p>2 知事は、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。</p> <p>一 第五十三条及び第六十条の規定により、有料施設等の使用を承認すること及び自然公園施設の管理運営のため必要な範囲内での承認に条件を付すること。</p> <p>二 第五十九条の規定により、自然公園施設の管理運営のため必要があるとして認めて、区域、期間等を指定して自然公園施設の使用を制限すること。</p> <p>(指定管理者の指定)</p>	<p>2 前項の委託事務の執行に要する費用については、予算の範囲内において、委託料として支払うものとする。</p>
<p>第六十六条の二 指定管理者としての指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切に自然公園施設の管理を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。</p>	

3	<p>一 前条第一項各号に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。</p> <p>二 安定的な経営基盤を有していること。</p> <p>三 自然公園の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。</p> <p>四 法その他の関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準</p>
3	<p>知事は、前項の規定による指定をするときは、効率的な管理運営を考慮し、指定の期間を定めるものとする。</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第六十六条の三 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第二項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 管理の業務又は経理の状況に関する知事の指示に従わないとき。</p> <p>二 前条第二項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。</p> <p>三 第六十六条の五第一項各号に掲げる管理の基準を遵守しないとき。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。</p>
2	<p>前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部(利用料金の收受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合等で、知事が臨時に自然公園施設の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、使用料を徴収する。</p>
3	<p>前項の場合における、第四十六条第一項の規定の適用については、</p>

<p>同項中「第四十四条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の許可」とあるのは「第五十三条の承認」と、「自然公園施設又は附帯施設」とあるのは「有料施設等」と、「別表第二」とあるのは「別表第四」と、「規則で」とあるのは「知事が」とする。</p>
<p>（指定管理者の公表）</p>
<p>第六十六条の四 知事は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。</p>
<p>（管理の基準等）</p>
<p>第六十六条の五 指定管理者は、次に掲げる基準により、自然公園施設の管理に関する業務を行わなければならない。</p>
<p>一 法その他の関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。</p>
<p>二 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。</p>
<p>三 自然公園施設の維持及び修繕を適切に行うこと。</p>
<p>四 当該指定管理者が業務に関連して取得した利用者の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。</p>
<p>2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。</p>
<p>一 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項</p>
<p>二 業務の実施に関する事項</p>
<p>三 事業の実績報告に関する事項</p>
<p>四 前三号に掲げるもののほか、自然公園施設の管理に関し必要な事項</p>
<p>第六十七条から第七十三条まで （現行のとおり）</p>

第六十七条から第七十三条まで

（略）